不服申立て事案答申第311号
不服申立て事案諮問第366号
件名：警察官に対応された際に作成された保護取扱い報告書等の一部開示決定に関する件

答　　申

１　審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報の開示請求について、別表の1欄に掲げる行政文書に記録された保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を特定したことは妥当であるが、同表の4欄に掲げる部分は開示すべきである。

２　審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和7年8月6日付けで行った保有個人情報開示請求に対し、処分庁が同年8月19日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由　（略）

３　処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容及び理由

ア　本件処分の内容

(ｱ) 保有個人情報開示請求の受理

令和7年8月6日、審査請求人は愛知県警察本部において、保有個人情報開示請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

当該開示請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄は、

私が特定年月日にA警察署の警察官に対応された際に作成された保護取扱い報告書、引継ぎ（通知）書、通報結果報告書（請求日現在、愛知県A警察署生活安全課で保管するもの）

と記載されていた。（以下「本件開示請求」という。）

(ｲ) 本件開示請求の対象となる保有個人情報の特定

本件開示請求の対象となる保有個人情報については、愛知県A警察署（以下「A署」という。）生活安全課で保管する

・　保護取扱報告書（特定年月日取扱い、整理番号○）

・　引継（通報）書（特定年月日付け、文書番号○）
・　通報結果報告書（特定年月日付け、文書番号○）

と特定した。

（ｳ）一部開示決定

処分庁は、本件保有個人情報のうち、法第 78 条第 1 項第 2 号に規定される不開示情報を除いた部分を開示する決定をし、保有個人情報一部開示決定通知書により審査請求人に通知した（以下「本件処分」という。）。

イ　本件処分の理由

（ｱ）本件処分については、本件保有個人情報の一部を開示する決定であり、開示しないこととした部分については、本件決定通知書に記載されているとおり、

・　警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分
・　開示請求者以外の第三者に関する情報が記載された部分

である。

ａ　警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分

法第 78 条第 1 項第 2 号において、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものは不開示とされているところ、同号ただし書イに、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報を除くとされている。

警察職員の氏名については、警部以上の階級にある警察職員の氏名は公表の対象となっており、「慣行として」開示請求者が知ることのできる情報である。

一方、警部補以下の階級にある警察職員の氏名は公表の対象外であり、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」ではないことから、不開示となるものである。

そして、本件処分において不開示とした部分は、警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、法第 78 条第 1 項第 2 号に規定される不開示情報に該当することから、不開示としたものである。

ｂ　開示請求者以外の第三者に関する情報が記載された部分

法第 78 条第 1 項第 2 号において、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開

示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものは不開示とされている。

そして、本件処分において不開示とした部分は、審査請求人以外の第三者に関する情報である通報者の氏名、生年月日、住所、携帯電話番号並びに通報内容、A 署員、A 署員から審査請求人の引き継ぎを受けた保健所職員の氏名及び審査請求人を診断した医師の氏名（以下「通報者の氏名等」という。）であり、法第 78 条第 1 項第 2 号に規定される不開示情報に該当することから、不開示としたものである。

(ｲ) このように、本件処分については、法第 78 条第 1 項第 2 号に規定される不開示情報を除いた部分について開示したものであり、法の規定に基づく適正な処分である。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、審査請求の趣旨として不開示部分の全部開示を求めるとし、その理由を法第 78 条第 1 項第 2 号に該当しない旨主張している。

しかしながら、不開示とした部分については、(1) のイのとおり、法の規定に基づく適正な処分であり、審査請求人の主張には理由がなく、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は法の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4　審議会の判断

(1) 本件審査請求について

処分庁は、別記に掲げる開示請求に対し別表の 1 欄に掲げる行政文書に記録されている保有個人情報を特定し、本件保有個人情報のうち同表の 2 欄に掲げる部分を同表の 3 欄に掲げる規定に該当するとして不開示としているところ、審査請求人は、審査請求書において、「文書番号〇特定年月日付けで起きた開示請求関係書類やデータの開示を全て開示求む」と主張していることから、本件保有個人情報の特定の妥当性及び当該部分の不開示情報該当性について、以下検討する。

(2) 本件保有個人情報の特定について

当審議会において本件保有個人情報を確認したところ、A 署において作成した保護取扱報告書、引継（通知）書、通報結果報告書が特定されており、本件開示請求の請求内容に合致していることが認められた。

また、当審議会が事務局職員を通じて処分庁に確認したところ、上記三件の文書について、特定した本件保有個人情報以外にもないか探索したが、

存在しなかったとのことである。

当審議会において検討したところ、ほかに特定すべき文書の存在を伺わせる事情も認められず、上記の処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) 法第78条第1項第2号該当性について

ア　通報者の氏名等のうち別表の4欄に掲げる部分以外の部分については、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるもの又は審査請求人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められるため、法第78条第1項第2号本文に該当する。

また、法令の規定により又は慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

よって、通報者の氏名等のうち別表の4欄に掲げる部分以外の部分は、法第78条第1項第2号に該当する。

イ　一方で、当審議会において、別表の4欄に掲げる部分のうち、保護取扱報告書の住所（引継機関）欄の不開示部分を見分したところ、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものは含まれていないことが認められた。

ウ　また、当審議会において、別表の4欄に掲げる部分のうち、保護取扱報告書の氏名（引継者職氏名）欄の不開示部分を見分したところ、行政機関の職員の氏名が記載されていることが認められた。当審議会において処分庁に確認したところ、事案の特殊性等を考慮し、職員の氏名については不開示としたとのことである。

愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条第2号ただし書ハでは、公務員に係る情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は開示することとされているが、例外として、公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該公務員の氏名に係る部分を開示しないこととされている。当審議会において検討したところ、当該不開示部分を開示することにより、当該職員の私生活等に影響を及ぼす可能性があるとまではいえず、権利利益を不当に害するおそれがあるとは認められないため、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報と認められ、法第78条第1項第2号ただし書イに該当する。

エ　さらに、当審議会において、別表の4欄に掲げる部分のうち、引継（通報）書の別紙「通報の理由」欄1行目の10文字目から18文字目までの不開示部分を見分したところ、通報時刻が記載されていることが認められた。当審議会が事務局職員を通じて処分庁に確認したところ、通報者が通報している場面を請求者に見られていた場合、通報者の特定につながる可能性があるとして不開示にしているとのことである。

しかし、審査請求人から提出された、本件処分前に審査請求人が愛知県知事に宛てて保有個人情報開示請求をした際の開示文書を確認したところ、当該文書と同一の文書が開示されており、そのうち通報時刻についても開示されていることが認められた。そのため、通報時刻は法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報と認められ、法第78条第1項第2号ただし書イに該当する。

オ　したがって、不開示部分のうち別表の4欄に掲げる部分以外については妥当であるが、別表の4欄に掲げる部分については開示すべきである。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1　審議会の結論」のとおり判断する。

別記

私が特定年月日にA警察署の警察官に対応された際に作成された保護取扱い報告書、引継ぎ（通知）書、通報結果報告書（請求日現在、愛知県A警察署生活安全課で保管するもの）

別表

1 行政文書の名称	2 開示しないこととした部分	3 開示しないこととした根拠規定	4 開示すべき部分
保護取扱報告書（特定年月日取扱い、整理番号〇）	警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分	法第 78 条第 1 項第 2 号に該当	なし
	開示請求者以外の第三者に関する情報が記載された部分	法第 78 条第 1 項第 2 号に該当	住所（引継機関）欄、氏名（引継者職氏名）欄
引継（通報）書（特定年月日付け、文書番号〇）	警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分	法第 78 条第 1 項第 2 号に該当	なし
	開示請求者以外の第三者に関する情報が記載された部分	法第 78 条第 1 項第 2 号に該当	別紙「通報の理由」欄 1 行目 10 文字目から 18 文字目まで
通報結果報告書（特定年月日付け、文書番号〇）	開示請求者以外の第三者に関する情報が記載された部分	法第 78 条第 1 項第 2 号に該当	なし

（審議会の処理経過）

年　月　日	内　　容
8．2．3	諮問（弁明書の写しを添付）
8．4．15	審査請求人からの反論書の写しを処分庁から受理
8．8．4 （第264回審議会）	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同　　日	審議
8．9．14 （第265回審議会）	審議
8．10．27	答申